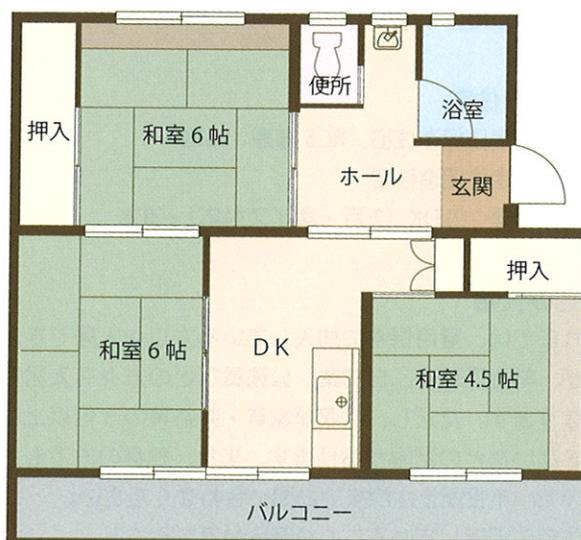




◎錦江町定住促進住宅 3DK



◎水之上定住促進住宅 3DK



錦江町・水之上定住促進住宅の空き家入居希望者を募集します。

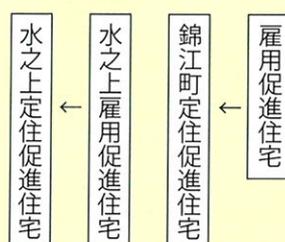
◎問い合わせ先
土木課 管理用地係
内線 330

▼7月1日より

雇用促進住宅が
定住促進住宅に変わります

錦江町と水之上にある雇用促進住宅を垂水市が購入することになり、今後は、定住促進住宅として、活用していくことになりました。

▼名称の変更



▼入居者の取扱い

市の定住促進住宅条例に基づいた取扱いになります。
現在入居されている方につきましては、負担が重くならないよう経過措置をします。

▼今後の活用法

Uターン、Iターンなどの定住促進住宅としての活用、若い世代の定住促進としての活用を進めていきます。
また、火災や災害などの臨時的な被災者住宅、定住希望者の一時的な住宅などにも活用していくこととしております。

▶雇用促進住宅購入の経過

平成 18 年 12 月

雇用促進住宅を所有している独立行政法人雇用・能力開発機構より、本市に設置している雇用促進住宅「垂水宿舎」及び「垂水水之上宿舎」の譲渡についての打診及び説明がありました。

平成 19 年 1 月～2 月

関係各課で協議を重ねた結果、入居者の住宅確保の観点から購入すべきである、また、購入後の収支計算をした場合、採算性が確保できる見込みがあると判断し、購入の契約を進めることとまりました。

平成 19 年 3 月

3 月議会の全員協議会におきまして、全議員に対し、購入についての経過及び市の方針を説明いたしました。

平成 19 年 6 月

6 月議会において「土地・建物の取得について」及び「定住促進住宅条例の一部改正」が議決され、雇用促進住宅の購入が承認されました。17 日、現在入居されている方々に対する説明会が実施されました。

▶募集する住宅

- ① 錦江町定住促進住宅 RC5 階建 3DK
- ② 水之上定住促進住宅 RC5 階建 2LDK (2 戸・車イス対応)・3DK

▶申込み資格

これまで、雇用保険に加入している方しか入居できませんでしたが、年金受給者、自営業、公務員などの方々も入居できるようになります。ただし、月収が家賃・共益費の 3 倍以上ないと入居できないなどの制限があります。また、独身の方でも入居できますので、市役所土木課までお問い合わせください。

- ① 住宅に困窮していることが明らかであること。
- ② 独立の生計を営み、家賃、敷金を支払う能力を有する者。
- ③ 市税を滞納していないこと。※現年度、過年度分を含む。
- ④ 平成 18 年分の収入額の 12 分の 1 が月額家賃 + 共益費の 3 倍を超えること。
- ⑤ 本人と同等以上の収入のある保証人を立てることができる。

▶入居予定日 平成 19 年 7 月 1 日～随時

▶家賃

- ① 錦江町定住促進住宅 35,750 円 ※うち共益費 2,750 円
- ② 水之上定住促進住宅 34,750 円 ※うち共益費 2,750 円
※両住宅ともに、駐車場料金は別途かかります。

▶申込受付

- ① 期間 申込みは随時受付 ※午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
※土・日・祝日を除く
- ② 場所 垂水市役所 土木課 (新館 3 階)